

令和5年度行田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市における今年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用される組織の範囲

この方針は、行田市会計規則（昭和51年規則第10号）第2条第1号に規定する課（以下「適用組織」という。）が所掌する事務における物品等の調達に適用する。

4 調達物品等及び目標

障がい者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとし、令和4年度の調達実績を上回る金額を目標値とする。

（1）物品 食料品、小物雑貨

（2）役務 清掃、軽作業

なお、上記の表の内容にかかわらず、調達可能な物品等については、障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

5 調達実績の公表

この方針に基づき調達した物品等の実績の概要は、翌年度の6月までに取りまとめ、市ホームページに掲出する等の方法により公表する。

6 方針に関する担当部署

この方針に関する担当部署は、健康福祉部福祉課とする。